

前回に引き続き
令和6年2月の確定申告
(豊明市会場)も

完全予約制です!!



予約方法は、
インターネットとハガキの
2種類です!

予約方法や申し込み期間などの詳細は、
 広報1月号または豊明市のホームページ、
 SNSをご確認ください。



豊明市SNS

豊明市会場の開催期間にご注意ください

※住宅ローン控除を含む場合はウイングあいち会場へ

	2/ 16(金)	17(土)	18(日)	19(月)	20(火)	21(水)	22(木)	23(金)	24(土)	25(日)	26(月)	27(火)	28(水)	29(木)
スマホ申告	●	—	—	●	●	●	●	—	—	—	●	●	午前 のみ	—
簡易な申告	●	—	—	●	●	●	●	—	—	—	●	●	午前 のみ	—
税理士相談	●	—	—	●	●	●	●	—	—	—	●	●	—	—

●開催期間は2月16日(金)から2月28日(水)の午前中までです。
土・日・祝日および

2月29日(木)は開催しません。

ウイングあいち会場をご利用ください。

● 問い合わせ 税務課市民税係 ☎0562-92-1118

令和6年度より森林環境税（国税）の課税が始まります



森林環境税とは



森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

一人年額1,000円が課税され、市民税・県民税と併せて市が徴収します。

ただし、森林環境税は国税であることから、非課税基準額が市民税・県民税の非課税基準額とは、下記のとおり異なっているため、森林環境税(1,000円/年)のみ課税となる場合があります。

なお、令和6年度の市民税・県民税、森林環境税は、令和5年中(1月～12月)の所得に基づいて課税されます。



森林環境税が課税されない人（非課税基準）



	森林環境税	市・県民税
扶養親族を有しないとき	合計所得金額が41.5万円以下の場合 (収入が給与のみの場合、給与収入96.5万円以下)	合計所得金額が42万円以下の場合 (収入が給与のみの場合、給与収入97万円以下)
扶養親族を有するとき	合計所得金額が次の金額以下の場合 31.5万円×人数[本人+同一生計配偶者+扶養親族 (16歳未満の扶養親族含む)]+28.9万円	合計所得金額が次の金額以下の場合 32万円×人数[本人+同一生計配偶者+扶養親族 (16歳未満の扶養親族含む)]+28.9万円



令和6年度以降の個人市・県民税均等割および森林環境税について



個人市・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間にわたり、臨時的に年額1,000円が引き上げられ、賦課徴収されておりました。

この臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

		現 行	令和6年度以降
国 税	森林環境税		1,000円
市民税	個人住民税 均等割	3,500円	3,000円
県民税		2,000円	1,500円
合 計		5,500円	5,500円